

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 4 年 1 2 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	議案第79号 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	1
	説 明	5
	参 考	7
2	議案第80号 池田市個人情報保護条例の全部改正について	12
	説 明	18
	参 考	20
3	議案第81号 池田市事務分掌条例の一部改正について	59
	説 明	64
	参 考(1)	66
	参 考(2)	68
	参 考(3)	70
4	議案第82号 審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の 一部改正について	77
	説 明	80
	参 考	81
5	議案第83号 公民館条例の一部改正について	85
	説 明	87
	参 考	88
6	議案第84号 池田市教育センター条例の一部改正について	90
	説 明	92
	参 考	93

7	議案第85号	大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について	94
		説 明	96
		参 考	97
8	議案第86号	損害賠償の額を定め和解することについて	98
		参 考 (1)	99
		参 考 (2)	100
9	議案第87号	池田市立五月山児童文化センター指定管理者の指定について	101
		参 考	102
10	議案第88号	令和4年度池田市病院事業会計補正予算(第4号)	103
		説 明	121
11	議案第89号	令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	127
		説 明	139
12	議案第90号	令和4年度池田市一般会計補正予算(第10号)	143
		説 明	147
		参 考	159

議案第 79 号

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を
行うため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例（案）

（池田市みんなでつくるまちの基本条例の一部改正）

第1条 池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条中「別に条例を定め」を「法令、条例等の定めるところにより」に改める。

（池田市情報公開条例の一部改正）

第2条 池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、マイクロフィルム」を削り、同条第3号中「若しくは視聴」を削る。

第9条第2項中「池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第15条第2項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「、マイクロフィルムについては視聴又は写しの交付により」を削る。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「第20条及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）

第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問し、」に、
「の規定による諮問に応じ調査審議する」を「第7条第4項の規定により意見を聴く」に改める。

第2条第1号中「又は個人情報保護条例第43条」を削り、「した実施機関」の次に「（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。）をいう。」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第1項に規定する訂正決定等又は個人情報保護法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正）

第4条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

市長は、指定管理者が保有する文書（規則で定めるものを除き、指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（公の施設の管理の業務に関する部分に限る。）をいう。以下この項において「保有文書」という。）について、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第5条又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求をされたときは、当該指定管理者に対し、当該請求に係る保有文書の提出を求めることができる。この場合において、当該指定管理者は、これを拒むことができない。

第12条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項の決定に対する

不服に関し」を「前項の規定による請求に係る審査請求について」に改め、
「第7条第4項」の次に「の規定」を加え、「資料提出又は事実陳述」を
「資料の提出又は事実の陳述」に改め、同項を同条第2項とする。

（池田市債権管理条例の一部改正）

第5条 池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第 号）による改正前の池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）第43条の規定により池田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）にされている諮問及びこの条例の施行の日以後に池田市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定により審査会にされた諮問に係る審査会による調査審議及び答申並びに答申書の送付等については、第3条の規定による改正後の池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第12条第2項の規定により受理した開示請求に係る開示に関する決定、費用の負担、審査請求その他の手続については、なお従前の例による。

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公共団体における個人情報の取扱いは、各地方公共団体がそれぞれ条例で定めて行われているところ、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部改正により法に基づき個人情報の取扱いを行うとされることに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を制定するものであること。

- 1 池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成 17 年池田市条例第 21 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

市議会及び執行機関等は、法令、条例等の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならないとするものであること。

（第 1 条中第 13 条の改正関係）

- 2 池田市情報公開条例（平成 16 年池田市条例第 1 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

（1）用語の定義について、法の規定に倣い文言の整備を行うものであること。

（第 2 条中第 2 条及び第 15 条の改正関係）

（2）公益上の理由により裁量的に行政文書の開示を行う場合においては、法の趣旨を勘案しなければならないとするものであること。

（第 2 条中第 9 条の改正関係）

- 3 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

- (1) 池田市情報公開・個人情報保護審査会は、法に基づく開示請求等に係る審査請求について諮問を受けるための機関であることを定めるとともに、文言の整備を行うものであること。

(第3条中第1条の改正関係)

- (2) 用語の定義について、法に基づく制度に対応するものに改めるものであること。

(第3条中第2条の改正関係)

- 4 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）の一部改正〔第4条関係〕

指定管理者が保有する公の施設の管理の業務に関する文書について当該指定管理者を指定した市長又は教育委員会に対し法に基づく個人情報の開示請求をされた場合に対応するための整備を行うとともに、文言の整備を行うものであること。

(第4条中第12条の改正関係)

- 5 池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号）の一部改正〔第5条関係〕

債務者に関する情報の共有について、法に基づき行うこととなるため、所要の整備を行うものであること。

(第5条中第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条まで

を1条ずつ繰り上げる改正関係)

- 6 この条例は、令和5年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(附則関係)

議案第79号 参 考

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市みんなでつくるまちの基本条例 第1条～第12条 （略） （個人情報の保護） 第13条 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、<u>別に条例を定め</u>、自らが保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。 第14条～第22条 （略） 2 池田市情報公開条例 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、<u>写真、マイクロフィルム及び電磁的記録</u>（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとし	1 池田市みんなでつくるまちの基本条例 第1条～第12条 （略） （個人情報の保護） 第13条 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、<u>法令、条例等の定めるところにより</u>、自らが保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。 第14条～第22条 （略） 2 池田市情報公開条例 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有して

改 正 前	改 正 後
て、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ （略） (3) 行政文書の開示 実施機関がこの条例の規定に基づき、行政文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。 第3条～第8条 （略） （公益上の理由による裁量的開示） 第9条 （略） 2 実施機関は、前項の規定により行政文書を開示しようとする場合には、<u>池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）</u>の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。 第10条～第14条 （略） （開示の実施） 第15条 （略） 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書、<u>図画又は写真</u>については閲覧又は写しの交付により、<u>マイクロフィルム</u>については視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。 3・4 （略）	いるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ （略） (3) 行政文書の開示 実施機関がこの条例の規定に基づき、行政文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。 第3条～第8条 （略） （公益上の理由による裁量的開示） 第9条 （略） 2 実施機関は、前項の規定により行政文書を開示しようとする場合には、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。 第10条～第14条 （略） （開示の実施） 第15条 （略） 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は<u>図画</u>については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。 3・4 （略）

改 正 前	改 正 後
第16条～第29条 (略) 3 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例 (設置) 第1条 池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)及び<u>池田市個人情報保護条例(平成16年池田市条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)の<u>規定による諮問に応じ調査審議するため</u>、池田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 諮問実施機関 情報公開条例第20条又は<u>個人情報保護条例第43条の規定により審査会に諮問をした実施機関</u> (2) (略) (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第23条第1項、第33条第1項又は	第16条～第29条 (略) 3 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例 (設置) 第1条 池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第20条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において<u>準用する同条第1項の規定により諮問し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を聴くため</u>、池田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 諮問実施機関 情報公開条例第20条の規定により審査会に諮問をした実施機関<u>(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。)</u>又は<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(議会を除く。)</u>をいう。 (2) (略) (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決

改 正 前	改 正 後
<u>第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に 係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情 報をいう。）をいう。</u> 第3条～第15条 （略） 4 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例 第1条～第11条 （略） （開示請求等の特例） 第12条 <u>池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）及び池田市個 人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）中、開示請求に関する規定 は、指定管理者が有する情報（当該公の施設の管理の業務に関する部分に限 る。）について準用する。この場合において、池田市情報公開条例及び池田 市個人情報保護条例中「行政文書」とあるのは「当該情報を記載した文書」 と読み替えるものとする。</u> 2 <u>前項の場合において、開示請求の受理及び開示に関する決定は、市長が行 う。</u> 3 <u>第1項の請求がなされた場合、市長は指定管理者に対し、当該請求に係る</u>	<u>定等、個人情報保護法第94条第1項に規定する訂正決定等又は個人情報 保護法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報 （個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をい う。</u> 第3条～第15条 （略） 4 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例 第1条～第11条 （略） （開示請求等の特例） 第12条 <u>市長は、指定管理者が保有する文書（規則で定めるものを除き、指 定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（公の施 設の管理の業務に関する部分に限る。）をいう。以下この項において「保有 文書」という。）について、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第 1号）第5条又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） 第76条第1項の規定による開示の請求をされたときは、当該指定管理者に 対し、当該請求に係る保有文書の提出を求めることができる。この場合にお いて、当該指定管理者は、これを拒むことができない。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>文書の提出を求めることができる。この場合、当該文書が存在しない場合を除き、指定管理者は、これを拒むことができない。</u> 4 <u>第2項の決定に対する不服に関し諮問があった場合において、池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）第7条第4項に基づく資料提出又は事実陳述の求めがあったときは、指定管理者は、これを拒むことができない。</u> 第13条～第15条 （略） 5 池田市債権管理条例 第1条～第5条 （略） <u>（債務者に関する情報の共有）</u> 第6条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、市の保有する債務者に関する情報を同一の実施機関（池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）内において利用し、又は債権間で相互に提供することができる。 第7条～第10条 （略）	2 <u>前項の規定による請求に係る審査請求について諮問があった場合において、池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）第7条第4項の規定に基づく資料の提出又は事実の陳述の求めがあったときは、指定管理者は、これを拒むことができない。</u> 第13条～第15条 （略） 5 池田市債権管理条例 第1条～第5条 （略） 第6条～第9条 （略）

議案第 80 号

池田市個人情報保護条例の全部改正について

池田市個人情報保護条例の全部を改正し、池田市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例の全部を改正するものである。

池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

池田市個人情報保護条例（平成 16 年池田市条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

（個人情報登録簿の作成及び公表）

第 3 条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、当該市の機関が保有している法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げる個人情報ファイル（本人の数が規則で定める数に満たないものを除く。）について、それぞれ同条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他法第 75 条第 1 項の政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（1）法第 74 条第 2 項第 1 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げる個人情報ファイル

（2）法第 75 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる個人情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず、市の機関は、記録項目の一部若しくは法第 74 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報登録簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報登録簿に掲載することにより、利用目的に

係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報登録簿に掲載しないことができる。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の規定に基づく保有個人情報の開示の請求に係る写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、規則で定める。

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 10 条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(池田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第 11 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の機関は、池田市情報公開・個人情報保護審査会とする。

(運用状況の公表)

第 12 条 市の機関は、毎年度、開示請求の処理状況その他の法の運用に関し規則で定める事項について、市長に報告するものとする。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、それぞれ市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされたこの条例による改正前の池田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 16 条、第 29 条又は第 36 条の規定による請求に係る開示、訂正又は利用停止

の決定、費用の負担、審査請求その他の手続については、なお従前の例による。

- 3 施行日前にした旧条例の規定による違反行為の処罰については、施行日以後も、なお従前の例による。

池田市個人情報保護条例の全部改正について

地方公共団体における個人情報の取扱いは、各地方公共団体がそれぞれ条例で定めて行われているところ、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部改正により法に基づき個人情報の取扱いを行うとされることに伴い、本条例の全部を改正し、池田市個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるものであること。

- 1 題名を定めるものであること。

（題名関係）

- 2 この条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものであること。

（第 1 条関係）

- 3 この条例で使用する用語の定義について定めるものであること。

（第 2 条関係）

- 4 個人情報登録簿の作成及び公表について定めるものであること。

（第 3 条関係）

- 5 開示決定等の期限について定めるものであること。

（第 4 条関係）

- 6 開示決定等の期限の特例について定めるものであること。

（第 5 条関係）

- 7 開示請求に係る手数料及び費用負担について定めるものであること。

（第 6 条関係）

- 8 訂正決定等の期限について定めるものであること。

（第 7 条関係）

9 訂正決定等の期限の特例について定めるものであること。

(第8条関係)

10 利用停止決定等の期限について定めるものであること。

(第9条関係)

11 利用停止決定等の期限の特例について定めるものであること。

(第10条関係)

12 池田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めるものであること。

(第11条関係)

13 運用状況の公表について定めるものであること。

(第12条関係)

14 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、それぞれ市の機関（議会を除く。）が別に定めるとするものであること。

(第13条関係)

15 この条例は、令和5年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(附則関係)

議案第80号 参 考

池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
池田市個人情報保護条例 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条） 第3章 個人情報ファイル（第14条・第15条） 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示（第16条—第28条） 第2節 訂正（第29条—第35条） 第3節 利用停止（第36条—第41条） 第4節 審査請求（第42条—第45条） 第5章 雑則（第46条—第52条） 第6章 罰則（第53条—第56条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的	池田市個人情報の保護に関する法律施行条例 （趣旨） 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 前	改 正 後
事項等を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。 2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。 4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いることにより又は氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したものを	(定義) 第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

改 正 前	改 正 後
いう。 5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第15条 実施機関は、市長が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 前条第2項各号に掲げる個人情報ファイル (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める個人情報ファイル 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はそ	(個人情報登録簿の作成及び公表) 第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、当該市の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（本人の数が規則で定める数に満たないものを除く。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他法第75条第1項の政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル (2) 法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイル 3 第1項の規定にかかわらず、市の機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報登録簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報登録簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記

改 正 前	改 正 後
の個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。 4 実施機関は、個人情報ファイル簿に記載している事項に変更があった場合は、速やかに、修正しなければならない。 (開示決定等の期限) 第23条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては当該延長後の期間）内に、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、前条第2項の決定があったものとみなすことができる。 (開示決定等の期限の特例) 第24条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日（第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべ	載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報登録簿に掲載しないことができる。 (開示決定等の期限) 第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (開示決定等の期限の特例) 第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわら

改 正 前	改 正 後
てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 2 前条第1項に規定する期間内に実施機関が前項の通知をしないとき、又は前項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、開示請求者は、同号の残りの保有個人情報について、第22条第2項の決定があったものとみなすことができる。 (費用負担) 第28条 この条例の規定に基づく開示請求に係る行政文書の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。 2 前項の費用の額は、規則で定める。	ず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (開示請求に係る手数料及び費用負担) 第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。 2 法の規定に基づく保有個人情報の開示の請求に係る写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 3 前項の費用の額は、規則で定める。

改 正 前	改 正 後
(訂正決定等の期限) 第33条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては当該延長後の期間）内に、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、前条第2項の決定があつたものとみなすことができる。 (訂正決定等の期限の特例) 第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 訂正決定等をする期限	(訂正決定等の期限) 第7条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限の特例) 第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 訂正決定等をする期限

改 正 前	改 正 後
2 前条第1項に規定する期間内に実施機関が前項の通知をしないとき、又は前項第2号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、訂正請求に係る保有個人情報について、第32条第2項の決定があったものとみなすことができる。 (利用停止決定等の期限) 第40条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては当該延長後の期間）内に、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、前条第2項の決定があったものとみなすことができる。 (利用停止決定等の期限の特例) 第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき	(利用停止決定等の期限) 第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (利用停止決定等の期限の特例) 第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき

改 正 前	改 正 後
は、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限 2 前条第1項に規定する期間内に実施機関が前項の通知をしないとき、又は前項第2号に規定する期限までに実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用停止請求に係る保有個人情報について、第39条第2項の決定があったものとみなすことができる。 (審査会への諮問) 第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の	は、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限 (池田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問) 第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関は、池田市情報公開・個人情報保護審査会とする。

改 正 前	改 正 後
訂正をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合 (運用状況の公表) 第49条 市長は、各実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (委任) 第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。 (実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務)	(運用状況の公表) 第12条 市の機関は、毎年度、開示請求の処理状況その他の法の運用に関し規則で定める事項について、市長に報告するものとする。 2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、それぞれ市の機関が別に定める。

改 正 前	改 正 後
第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 第2章 実施機関における個人情報の取扱い (個人情報の保有の制限等) 第6条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (利用目的の明示) 第7条 実施機関は、本人から直接、当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	

改 正 前	改 正 後
(3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 （正確性の確保） 第8条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。 （安全確保の措置） 第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、実施機関から業務の委託を受けた者が当該業務に関して保有個人情報を取り扱う場合について準用する。 （従事者の義務） 第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その	

改 正 前	改 正 後
業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 (利用及び提供の制限) 第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。	

改 正 前	改 正 後
(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。 (電子計算組織の結合の制限) 第12条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、個人情報の処理に関し、実施機関以外の者との通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。 (1) 法令等に基づく場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、公益上必要であり、かつ、個人の権利及び利益を侵害するおそれがないと認める場合 2 実施機関は、前項第2号の規定に基づき電子計算組織の結合を行おうとするときは、あらかじめ池田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	

改 正 前	改 正 後
第13条 実施機関は、保有個人情報を提供する場合においては、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 第3章 個人情報ファイル (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第14条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 個人情報ファイルの名称 (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 (3) 個人情報ファイルの利用目的 (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。） (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情	

改 正 前	改 正 後
報」という。)の収集方法 (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 (7) 当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿（前6号及び次号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿をいう。以下同じ。）に、次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨 (8) 第29条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨 (9) その他市長が定める事項 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル (3) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情	

改 正 前	改 正 後
報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの (7) 本人の数が市長が定める数に満たない個人情報ファイル (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める個人情報ファイル 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、その内容が変更になったとき、又はその個人情報ファイルが前項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示	

改 正 前	改 正 後
(開示請求権) 第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 3 次に掲げる者（以下「遺族」という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死者を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。 (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） (2) 当該死者の子及び父母 (3) 当該死者の2親等の血族又は1親等の姻族である者（前2号に掲げる者がいないとき又は所在が判明しないときに限る。） 4 次条から第28条まで、第43条、第44条及び第47条の規定は、前項の開示の請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。 (開示請求の手続)	

改 正 前	改 正 後
第17条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （保有個人情報の開示義務） 第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者（第16条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示	

改 正 前	改 正 後
請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第2号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る	

改 正 前	改 正 後
部分 (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (4) 開示することにより、犯罪の予防、捜査、公訴の維持、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 (5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者	

改 正 前	改 正 後
に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 市、国又は他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (部分開示)	

改 正 前	改 正 後
第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （裁量的開示） 第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 （保有個人情報の存否に関する情報） 第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する	

改 正 前	改 正 後
ことができる。 (開示請求に対する措置) 第 2 2 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 7 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、第 1 項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市長が定める事項を付記しなければならない。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 2 5 条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 4 4 条及び第 4 5 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者	

改 正 前	改 正 後
に対し、当該第三者に関する情報の内容その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第18条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条及び第44条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。	

改 正 前	改 正 後
(開示の実施) 第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、マイクロフィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画、写真又はマイクロフィルムの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他市長が定める事項を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出は、第22条第1項に規定する通知があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 (他の制度との調整) 第27条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開	

改 正 前	改 正 後
示請求に係る保有個人情報が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。 第2節 訂正 （訂正請求権） 第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 （1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 （2）開示決定に係る保有個人情報であつて、第27条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	

改 正 前	改 正 後
3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して30日以内にしなければならない。 4 遺族は、死者を本人とする保有個人情報（第1項各号に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。 5 第1項ただし書及び第3項、次条から第34条、第43条、第44条並びに第47条の規定は、前項の訂正の請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。 （訂正請求の手続） 第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 （1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 （2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項 （3）訂正請求の趣旨及び理由 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人である	

改 正 前	改 正 後
こと)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （保有個人情報の訂正義務） 第31条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 （訂正請求に対する措置） 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市長が定める事項を付記しなければならない。 （保有個人情報の提供先への通知）	

改 正 前	改 正 後
第35条 実施機関は、第32条第1項の規定による訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）に基づき保有個人情報の訂正の実施をしたときは、必要に応じ、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。 第3節 利用停止 （利用停止請求権） 第36条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有 개인정보を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有 개인정보の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1) 当該保有 개인정보を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有 개인정보の利用の停止又は消去 (2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有 개인정보の提供の停止 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用	

改 正 前	改 正 後
停止請求」という。)をすることができる。 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して30日以内にしなければならない。 4 遺族は、死者を本人とする保有個人情報の第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。 5 第1項ただし書及び第3項、次条から第44条まで並びに第47条の規定は、前項の措置の請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。 (利用停止請求の手続) 第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の	

改 正 前	改 正 後
規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （保有個人情報の利用停止義務） 第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 （利用停止請求に対する措置） 第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知	

改 正 前	改 正 後
しなければならない。 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市長が定める事項を付記しなければならない。 第4節 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外) 第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 (諮問をした旨の通知) 第44条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。） (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した	

改 正 前	改 正 後
第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続） 第４５条 第２５条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） 第５章 雑則 （出資法人の個人情報保護） 第４６条 市が出資する法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。 ２ 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第４７条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確	

改	正	前	改	正	後								
に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。 (苦情処理) 第48条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 (特定個人情報の特例) 第50条 実施機関が保有し、又は保有しようとする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（同法第23条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、第11条第2項第2号から第4号まで及び第27条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。													
<table><tr><td>読み替えられる規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td rowspan="2">第11条第1項</td><td>法令等に基づく場合を除き、利用目的</td><td>利用目的</td></tr><tr><td>自ら利用し、又は提供してはならない</td><td>自ら利用してはならない</td></tr></table>			読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第11条第1項	法令等に基づく場合を除き、利用目的	利用目的	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない			
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第11条第1項	法令等に基づく場合を除き、利用目的	利用目的											
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない											

改 正 前			改 正 後		
第 1 1 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する			
第 1 1 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき			
第 3 6 条第 1 項第 1 号	又は第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 5 0 条の規定により読み替えて適用する第 1 1 条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法			

改 正 前			改 正 後		
		第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			
第 3 6 条第 1 項第 2 号	第 1 1 条第 1 項及び第 2 項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 1 9 条			
（情報提供等記録の特例） 第 5 1 条 実施機関が保有し、又は保有しようとする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、第 1 1 条第 2 項から第 4 項まで、第 1 3 条、第 2 7 条及び第 4 章第 3 節の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。					
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第 1 1 条第 1 項	法令等に基づく場合を除	利用目的			

改 正 前			改 正 後		
	き、利用目的				
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない			
第35条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）			
第6章 罰則					
第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項に係る個人情報ファイル（その					

改 正 前	改 正 後
全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、マイクロフィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	

議案第 8 1 号

池田市事務分掌条例の一部改正について

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

市長の権限に属する事務をより適正かつ効率的に遂行し得る行政組織に再編するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

池田市事務分掌条例（平成 7 年池田市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 市民活動部

第 1 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) まちづくり環境部

第 1 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 号中「および」を「及び」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(5) 行政組織及び事務改善に関する事項

(6) 行政管理に関する事項

第 3 条中第 9 号を第 1 7 号とし、同条第 8 号中「競艇」を「ボートレース」に改め、同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 7 号を加える。

(10) 広報その他の情報発信に関する事項

(11) 広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する事項

(12) 防災に関する事項

(13) 市民安全に関する事項

(14) 公共建築に関する事項

(15) 公共施設等の適正管理の総合調整に関する事項

(16) 法規に関する事項

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 文書に関する事項

第3条を第2条とする。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 秘書及び渉外に関する事項

第4条第6号及び第7号中「および」を「及び」に改め、同条を第3条とする。

第5条（見出しを含む。）中「市民活力部」を「市民活動部」に改め、同条第3号中「商工、労働福祉および消費生活」を「市営葬儀」に改め、同条第7号を削り、同条第6号中「および」を「及び」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 商工、労働福祉及び消費生活に関する事項

第5条第10号中「環境」を「市民の自治活動」に改め、同条第11号中「公害」を「公益活動の促進」に改め、同条第12号を削り、同条を第4条とする。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 医療費助成に関する事項

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条（見出しを含む。）中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改め、同条第1号中「および」を「及び」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「建築」を「環境」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「公共施設等の適正管理の総合調整」を「公害」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「農林及び園芸」を「清掃その他環境衛

生」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条を第 7 条とする。

第 9 条の見出しを「（都市整備部の事務分掌）」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(7) 農林及び園芸に関する事項

(8) 開発指導及び建築指導に関する事項

第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(池田市総合計画審議会条例の一部改正)

2 池田市総合計画審議会条例（昭和 43 年池田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「SDGs 政策企画課」を「政策企画課」に改める。

(池田市公共施設等適正管理委員会条例の一部改正)

3 池田市公共施設等適正管理委員会条例（令和 2 年池田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「まちづくり推進部」を「総合政策部」に改める。

(池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

4 池田市いじめ問題調査委員会条例（平成 26 年池田市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。

(池田市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

5 池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成 31 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「高齢者政策推進室」を削る。

(池田市地域支援事業等運営協議会条例の一部改正)

- 6 池田市地域支援事業等運営協議会条例（平成２８年池田市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「高齢者政策推進室」を削る。

（池田市都市計画審議会条例の一部改正）

- 7 池田市都市計画審議会条例（昭和４４年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第８条中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。

（池田市空家等対策協議会条例の一部改正）

- 8 池田市空家等対策協議会条例（平成２８年池田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第７条中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。

池田市事務分掌条例の一部改正について

1 部の再編

市長の権限に属する事務をより適正かつ効率的に遂行するため、市長の事務部局を総合政策部、総務部、市民活動部、福祉部、子ども・健康部、まちづくり環境部及び都市整備部の 7 部に再編するものであること。

(第 1 条の改正関係)

2 市長公室の廃止

市長公室の業務の所管替えを行い、廃止するものであること。

(第 2 条を削る改正関係)

3 総合政策部の再編等

市長公室の広報その他の情報発信に関する業務、広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する業務、防災に関する業務、市民安全に関する業務並びに文書に関する業務、総務部の行政管理に関する業務並びにまちづくり推進部の公共建築に関する業務及び公共施設等の適正管理の総合調整に関する業務を移管するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第 3 条を改め、第 2 条とする改正関係)

4 総務部の再編等

行政管理に関する業務の所管替えを行うとともに、市長公室の秘書及び渉外に関する業務を移管するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第 4 条を改め、第 3 条とする改正関係)

5 市民活力部の再編等

市民活力部の環境に関する業務、公害に関する業務及び清掃その他環境衛

生に関する業務の所管替えを行うとともに、市長公室の市民の自治活動に関する業務及び公益活動の促進に関する業務を移管し、「市民活動部」に改称するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第5条を改め、第4条とする改正関係)

6 規定の整備

福祉部の事務分掌に係る規定の整備を行うものであること。

(第6条を改め、第5条とする改正関係)

7 まちづくり推進部の再編等

まちづくり推進部の開発指導及び建築指導に関する業務、公共建築に関する業務、公共施設等の適正管理の総合調整に関する業務並びに農林及び園芸に関する業務の所管替えを行うとともに、市民活力部の環境に関する業務、公害に関する業務及び清掃その他環境衛生に関する業務を移管し、「まちづくり環境部」に改称するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第8条を改め、第7条とする改正関係)

8 都市整備部の再編

まちづくり推進部の開発指導及び建築指導に関する業務並びに農林及び園芸に関する業務を移管するものであること。

(第9条を改め、第8条とする改正関係)

9 施行期日等

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整理するものであること。

(改正条例附則関係)

令和 5 年 4 月 1 日組織改正の主な内容

1 部の再編

- ◆ 第 7 次池田市総合計画の着実な推進に向け、社会情勢の変化や新たな政策課題に迅速かつ的確な対応を可能とする組織体制に見直す。部においては、市長公室を廃止し、総合政策部、総務部、市民活動部、福祉部、子ども・健康部、まちづくり環境部及び都市整備部の 7 部とし、組織のスリム化による連携の強化や意思決定の効率化を図る。

2 各部の事務分掌等の主な変更点

- ◆ 総合政策部

デジタル化の推進や公共施設のマネジメント、さらには安全安心への取組など、組織横断的な課題に対し、総合的かつ一体的に施策を展開するための再編を行う。SDGs 政策企画課において、同課の業務に、新たにデジタルトランスフォーメーションの推進に関する業務を追加し、ICT 戦略課の情報化の推進に係る総合的企画に関する業務及び行財政改革推進課の行財政改革に関する業務を移管し、名称を「政策企画課」とする。ICT 戦略課において、同課の業務（情報化の推進に係る総合的企画に関する業務を除く。）に、市長公室市政相談課の文書に関する業務並びに行財政改革推進課及び総務部総務課の行政管理に関する業務を移管し、名称を「行政管理課」とする。市長公室広報シティプロモーション課の広報その他の情報発信に関する業務並びに市長公室市政相談課の広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する業務を統合し、「広報広聴課」を設置する。市長公室危機管理課及びまちづくり推進部公共建築課を移管する。

- ◆ 総務部

市長公室秘書課を移管する。

- ◆ 市民活動部

市の魅力の創造と発信、多様な主体による地域づくり及び商工業の活性

化を一体的かつ戦略的に取り組み、更なるにぎわい創出に繋げるための再編を行い、名称を「市民活動部」に改める。空港・観光課において、同課の業務に、市長公室広報シティプロモーション課のシティプロモーションの推進に関する業務を移管し、名称を「シティプロモーション課」とする。商工労働課の名称を「商工振興課」とする。市長公室コミュニティ推進課を移管する。にぎわい戦略室を廃止する。

◆ 福祉部

高齢者の多様な形態での活躍を推進し、活力ある地域社会づくりの形成に向け、高齢・福祉総務課に市民活力部商工労働課のシルバー人材センターとの連絡調整に関する業務を移管する。高齢者政策推進室を廃止する。

◆ まちづくり環境部

ゼロカーボンシティの実現に向け、環境と共生するまちづくりを推進するため、「まちづくり環境部」を設置し、まちづくり推進部都市政策課並びに市民活力部環境政策課、業務センター及びクリーンセンターを所管する。

◆ 都市整備部

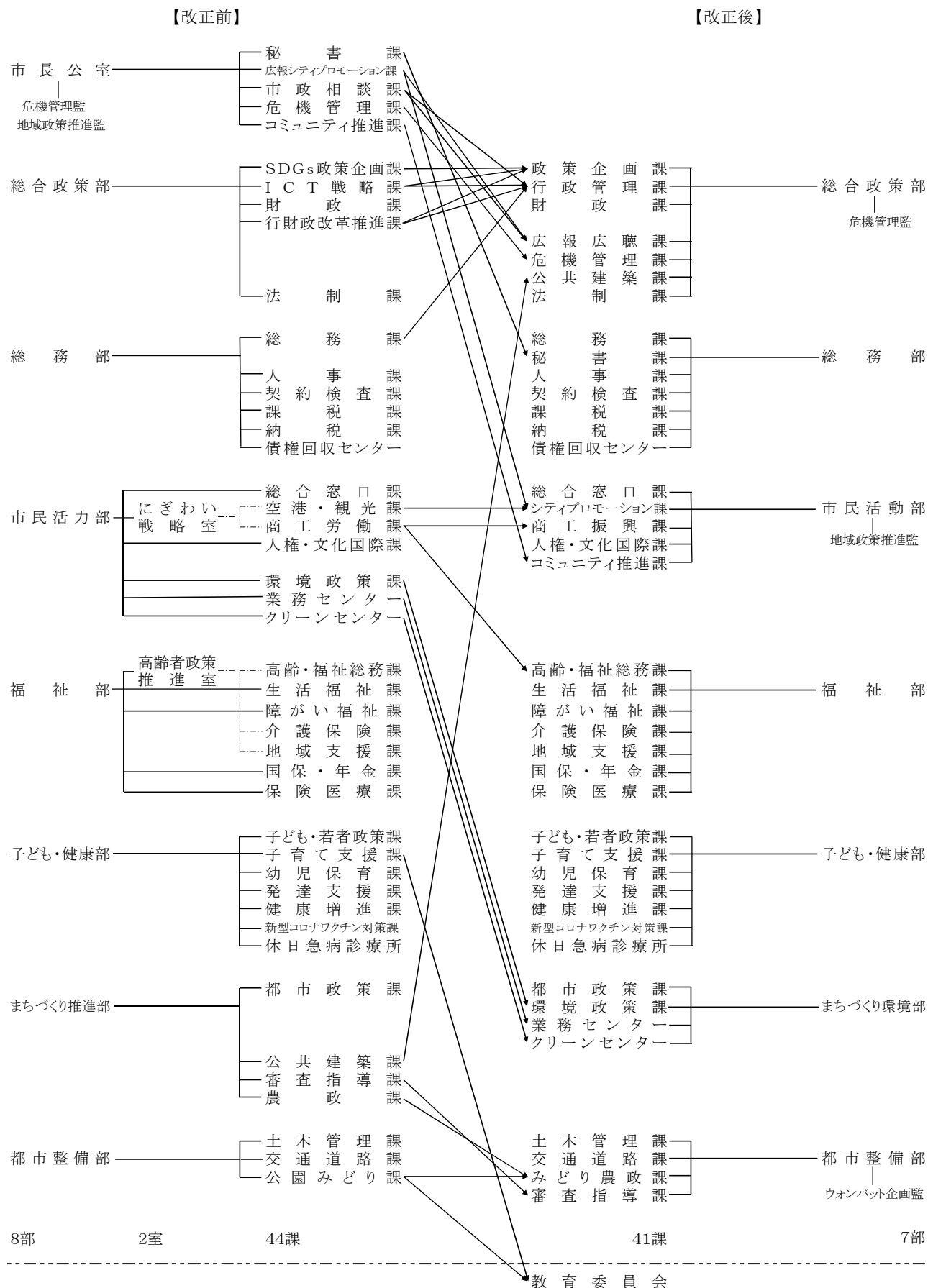
より効率的な執行体制を構築するため、まちづくり推進部農政課及び公園みどり課の業務を統合し、「みどり農政課」を設置する。まちづくり推進部審査指導課を移管する。五月山動物園のリニューアルに向け、新たにウォンバットを迎える活動を一層推進するとともに、関係機関との連絡調整や環境整備などを円滑に進めるため、ウォンバット企画監を設置する。

◆ その他

子ども・健康部子育て支援課の放課後児童健全育成に関する業務について、教育行政と連携し一体的に事業を推進するため、教育委員会へ委任する。都市整備部公園みどり課の都市公園運動施設の使用許可及び使用料の徴収並びに管理運営に関する業務について、教育委員会の所管にある運動施設との一元管理による効率化及びスポーツ振興の一層の推進を図るため、教育委員会による補助執行とする。

議案第81号 参 考 (2)

令和5年4月1日組織改正の新旧対照表



【事務分掌の主な改正内容】

政 策 企 画 課 行 政 管 理 課 財 政 課	情報化の推進に係る総合的企画及び行財政改革を移管、デジタルトランスフォーメーションの推進(新規) 行政管理及び文書管理を移管
広 報 広 聴 課 危 機 管 理 課 公 共 建 築 課 法 制 課	広報その他の情報発信並びに広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護を移管 市長公室危機管理課を移管 まちづくり推進部公共建築課を移管
総 務 課 秘 書 課 人 事 課 契 約 課 納 税 課 債 権 回 収 セ ン タ ー	市長公室秘書課を移管
総 合 窓 口 課 シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 課 商 工 振 興 課 人 権 ・ 文 化 国 際 課 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課	シティプロモーションの推進を移管 市長公室コミュニティ推進課を移管
高 齢 ・ 福 祉 総 務 課 生 活 福 祉 課 障 が い 福 祉 課 介 護 保 険 課 地 域 支 援 課 国 保 ・ 年 金 課 保 険 医 療 課	シルバー人材センターとの連絡調整を移管
子 ども ・ 若 者 政 策 課 子 育 て 支 援 課 幼 児 保 育 課 発 達 支 援 課 健 康 増 進 課 新 型 コ ロ ナ ウ ィ ル ス 対 策 課 休 日 急 病 診 療 所	
都 市 政 策 課 環 境 政 策 課 業 務 セ ン タ ー ク リ ー ン セ ン タ ー	市民活力部環境政策課を移管 市民活力部業務センターを移管 市民活力部クリーンセンターを移管
土 木 管 理 課 交 通 道 路 課 み ど り 農 政 課 審 査 指 導 課	まちづくり推進部農政課を移管 まちづくり推進部審査指導課を移管

教 育 委 員 会 放課後児童健全育成を委任、都市公園運動施設を補助執行

議案第81号 参 考 (3)

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例(案) 対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市事務分掌条例 (目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、本市に次の部を置く。 <u>(1) 市長公室</u> <u>(2)・(3)</u> (略) <u>(4) 市民活力部</u> <u>(5)・(6)</u> (略) <u>(7) まちづくり推進部</u> <u>(8)</u> (略) 2・3 (略) <u>(市長公室の事務分掌)</u> 第2条 市長公室において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 <u>(1) 秘書および渉外に関する事項</u>	1 池田市事務分掌条例 (目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、本市に次の部を置く。 <u>(1)・(2)</u> (略) <u>(3) 市民活動部</u> <u>(4)・(5)</u> (略) <u>(6) まちづくり環境部</u> <u>(7)</u> (略) 2・3 (略)

改 正 前	改 正 後
<u>(2) 広報その他の情報発信に関する事項</u> <u>(3) 広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する事項</u> <u>(4) 防災に関する事項</u> <u>(5) 市民安全に関する事項</u> <u>(6) 市民の自治活動に関する事項</u> <u>(7) 公益活動の促進に関する事項</u> <u>(8) 文書に関する事項</u> (総合政策部の事務分掌) <u>第3条</u> 総合政策部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1) 市政の企画<u>および</u>総合調整に関する事項 (2) (略) <u>(3) 行政組織及び事務改善に関する事項</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) 法規に関する事項</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u>	(総合政策部の事務分掌) <u>第2条</u> 総合政策部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1) 市政の企画<u>及び</u>総合調整に関する事項 (2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) 行政組織及び事務改善に関する事項</u> <u>(6) 行政管理に関する事項</u> <u>(7) 文書に関する事項</u> <u>(8) (略)</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(8) 競艇に関する事項</u> <u>(9) (略)</u> (総務部の事務分掌) <u>第4条</u> 総務部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 行政管理に関する事項</u> <u>(3) (略)</u> (4)・(5) (略) (6) 税制度<u>および</u>税務の調査に関する事項 (7) 市税の賦課<u>および</u>徴収に関する事項 (8) (略)	<u>(9) ボートレースに関する事項</u> <u>(10) 広報その他の情報発信に関する事項</u> <u>(11) 広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する事項</u> <u>(12) 防災に関する事項</u> <u>(13) 市民安全に関する事項</u> <u>(14) 公共建築に関する事項</u> <u>(15) 公共施設等の適正管理の総合調整に関する事項</u> <u>(16) 法規に関する事項</u> <u>(17) (略)</u> (総務部の事務分掌) <u>第3条</u> 総務部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) (略)</u> <u>(3) 秘書及び渉外に関する事項</u> (4)・(5) (略) (6) 税制度<u>及び</u>税務の調査に関する事項 (7) 市税の賦課<u>及び</u>徴収に関する事項 (8) (略)

改 正 前	改 正 後
(<u>市民活力部</u>の事務分掌) <u>第5条</u> <u>市民活力部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>商工、労働福祉および消費生活に関する事項</u> (4)・(5) (略) (6) <u>文化の振興、国際交流および地域間交流に関する事項</u> (7) <u>市営葬儀に関する事項</u> (8)・(9) (略) (10) <u>環境に関する事項</u> (11) <u>公害に関する事項</u> (12) <u>清掃その他環境衛生に関する事項</u> (福祉部の事務分掌) <u>第6条</u> 福祉部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>医療費助成に関する事項</u> (4)～(6) (略) <u>第7条</u> (略)	(<u>市民活動部</u>の事務分掌) <u>第4条</u> <u>市民活動部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>市営葬儀に関する事項</u> (4)・(5) (略) (6) <u>商工、労働福祉及び消費生活に関する事項</u> (7) <u>文化の振興、国際交流及び地域間交流に関する事項</u> (8)・(9) (略) (10) <u>市民の自治活動に関する事項</u> (11) <u>公益活動の促進に関する事項</u> (福祉部の事務分掌) <u>第5条</u> 福祉部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3)～(5) (略) (6) <u>医療費助成に関する事項</u> <u>第6条</u> (略)

改 正 前	改 正 後
(まちづくり推進部の事務分掌) 第8条 <u>まちづくり推進部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1) 都市計画<u>および</u>区画整理に関する事項 (2) <u>開発指導および建築指導に関する事項</u> (3) (略) (4) <u>建築</u>に関する事項 (5) <u>公共施設等の適正管理の総合調整</u>に関する事項 (6) <u>農林及び園芸</u>に関する事項 <u>(都市整備部)</u> 第9条 都市整備部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) 第10条 (略) 2 池田市総合計画審議会条例 第1条～第5条 (略) (庶務) 第6条 審議会の庶務は、総合政策部<u>S D G s 政策企画課</u>において処理する。	(まちづくり環境部の事務分掌) 第7条 <u>まちづくり環境部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1) 都市計画<u>及び</u>区画整理に関する事項 (2) (略) (3) <u>環境</u>に関する事項 (4) <u>公害</u>に関する事項 (5) <u>清掃その他環境衛生</u>に関する事項 <u>(都市整備部の事務分掌)</u> 第8条 都市整備部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>農林及び園芸</u>に関する事項 (8) <u>開発指導及び建築指導に関する事項</u> 第9条 (略) 2 池田市総合計画審議会条例 第1条～第5条 (略) (庶務) 第6条 審議会の庶務は、総合政策部<u>政策企画課</u>において処理する。

改 正 前	改 正 後
第7条 (略) 3 池田市公共施設等適正管理委員会条例 第1条～第6条 (略) (庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>公共建築課において処理する。 第8条 (略) 4 池田市いじめ問題調査委員会条例 第1条～第10条 (略) (庶務) 第11条 委員会の庶務は、<u>市民活力部</u>人権・文化国際課において処理する。 第12条 (略) 5 池田市地域包括支援センター運営協議会条例 第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 協議会の庶務は、福祉部<u>高齢者政策推進室</u>地域支援課において処理する。 第9条 (略) 6 池田市地域支援事業等運営協議会条例 第1条～第7条 (略)	第7条 (略) 3 池田市公共施設等適正管理委員会条例 第1条～第6条 (略) (庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>総合政策部</u>公共建築課において処理する。 第8条 (略) 4 池田市いじめ問題調査委員会条例 第1条～第10条 (略) (庶務) 第11条 委員会の庶務は、<u>市民活動部</u>人権・文化国際課において処理する。 第12条 (略) 5 池田市地域包括支援センター運営協議会条例 第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 協議会の庶務は、福祉部地域支援課において処理する。 第9条 (略) 6 池田市地域支援事業等運営協議会条例 第1条～第7条 (略)

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、福祉部<u>高齢者政策推進室</u>地域支援課において処理する。 第9条 (略) 7 池田市都市計画審議会条例 第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>都市政策課において処理する。 第9条 (略) 8 池田市空家等対策協議会条例 第1条～第6条 (略) (庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>都市政策課において処理する。 第8条 (略)	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、福祉部地域支援課において処理する。 第9条 (略) 7 池田市都市計画審議会条例 第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>まちづくり環境部</u>都市政策課において処理する。 第9条 (略) 8 池田市空家等対策協議会条例 第1条～第6条 (略) (庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>まちづくり環境部</u>都市政策課において処理する。 第8条 (略)

審査請求における提出書類等の写しの交付
に関する手数料条例の一部改正について

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

カラー印刷により作成した審査請求における提出書類等の写しの交付に係る手数料の額を引き下げるとともに、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を
改正する条例（案）

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例（平成 28 年
池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「（以下単に「手数料」という。）」を削る。

第 4 条第 1 項中「審査請求人等」を「、審査請求人等」に改め、「理由によ
り」の次に「前条の」を、「ときは、」の次に「当該」を加える。

第 5 条第 1 項中「基づく池田市行政不服審査会」の次に「又は池田市情報公
開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年池田市条例第 3 号）の規定に基づく
池田市情報公開・個人情報保護審査会」を加える。

別表中「150 円」を「20 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行
日」という。）以後の求めに対する交付に係る手数料について適用し、施行
日前の求めに対する交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 3 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年池田市条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

第 10 条第 1 項中「、次項及び次条」を「及び次項」に改める。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

(池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前にされた池田市情報公開・個人情報保護審査会条例第 10 条第 2 項の規定による求めに対する交付に係る費用の負担については、前項の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査請求における提出書類等の写しの交付
に関する手数料条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 3 条及び第 4 条の改正関係)

- 2 審査会の定義に池田市情報公開・個人情報保護審査会を加えるものであること。

(第 5 条の改正関係)

- 3 カラー印刷により作成した審査請求における提出書類等の写しの交付に係る手数料の額について、150 円から 20 円に引き下げるものであること。

(別表の改正関係)

- 4 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整備し、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第82号 参 考

審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例 第1条・第2条 （略） （手数料の額） 第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下単に「手数料」という。）の種類及び金額は、別表に定めるとおりとする。 （手数料の減免） 第4条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により<u>審査請求人等</u>（同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人をいう。以下この条において同じ。）が経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。 2・3 （略） （準用） 第5条 前2条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第4項及び第5項に規定する手数料の額及び減免について準用する。この場合において、第3条中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第	1 審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例 第1条・第2条 （略） （手数料の額） 第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料の種類及び金額は、別表に定めるとおりとする。 （手数料の減免） 第4条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、<u>審査請求人等</u>（同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人をいう。以下この条において同じ。）が経済的困難その他特別の理由により<u>前条</u>の手数料を納付する資力がないと認めるときは、<u>当該</u>手数料を減額し、又は免除することができる。 2・3 （略） （準用） 第5条 前2条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第4項及び第5項に規定する手数料の額及び減免について準用する。この場合において、第3条中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第

改	正	前	改	正	後																								
4項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、前条第1項中「審理員」とあるのは「審査会（池田市行政不服審査会条例（平成28年池田市条例第2号）の規定に基づく池田市行政不服審査会をいう。以下同じ。）」と、「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と、「同条第1項」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、同条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。 2～4 （略） 別表（第3条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>乾式複写機による写し（白黒） ※A3判以内の用紙に限る。</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>乾式複写機による写し（カラー） ※A3判以内の用紙に限る。</td><td>1枚</td><td><u>150円</u></td></tr><tr><td>その他の写し・写しの送付</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table>			区分	単位	金額	乾式複写機による写し（白黒） ※A3判以内の用紙に限る。	（略）		乾式複写機による写し（カラー） ※A3判以内の用紙に限る。	1枚	<u>150円</u>	その他の写し・写しの送付	（略）		4項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、前条第1項中「審理員」とあるのは「審査会（池田市行政不服審査会条例（平成28年池田市条例第2号）の規定に基づく池田市行政不服審査会又は池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）の規定に基づく池田市情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下同じ。）」と、「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と、「同条第1項」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、同条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。 2～4 （略） 別表（第3条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>乾式複写機による写し（白黒） ※A3判以内の用紙に限る。</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>乾式複写機による写し（カラー） ※A3判以内の用紙に限る。</td><td>1枚</td><td><u>20円</u></td></tr><tr><td>その他の写し・写しの送付</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table>			区分	単位	金額	乾式複写機による写し（白黒） ※A3判以内の用紙に限る。	（略）		乾式複写機による写し（カラー） ※A3判以内の用紙に限る。	1枚	<u>20円</u>	その他の写し・写しの送付	（略）	
区分	単位	金額																											
乾式複写機による写し（白黒） ※A3判以内の用紙に限る。	（略）																												
乾式複写機による写し（カラー） ※A3判以内の用紙に限る。	1枚	<u>150円</u>																											
その他の写し・写しの送付	（略）																												
区分	単位	金額																											
乾式複写機による写し（白黒） ※A3判以内の用紙に限る。	（略）																												
乾式複写機による写し（カラー） ※A3判以内の用紙に限る。	1枚	<u>20円</u>																											
その他の写し・写しの送付	（略）																												

改 正 前	改 正 後
備考 (略) 2 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例 第1条～第6条 (略) (審査会の調査権限) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 第8条・第9条 (略) (提出資料の写しの送付等) 第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次項及び次条において同じ。）にあっては、当該	備考 (略) 2 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例 第1条～第6条 (略) (審査会の調査権限) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第11条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 第8条・第9条 (略) (提出資料の写しの送付等) 第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的

改 正 前	改 正 後
電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。 2～4 （略） <u>（費用負担）</u> <u>第11条 前条第2項の規定に基づく意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けるものは、当該交付に係る作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u> <u>2 前項の費用の額は、規則で定める。</u> <u>第12条～第15条</u>	記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。 2～4 （略） <u>第11条～第14条</u>

議案第 83 号

公民館条例の一部改正について

公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市中央公民館に展示室を開設し、その使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

公民館条例の一部を改正する条例（案）

公民館条例（昭和 3 9 年池田市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表ギャラリー B（※ 7）の項の次に次のように加える。

展示室	87.58	900	1,200	900	3,000	16,800	36,400
-----	-------	-----	-------	-----	-------	--------	--------

別表備考※ 4 中「及びギャラリー B」を「、ギャラリー B 又は展示室」に改め、「各施設の」を削り、「使用料は、」の次に「ギャラリー A 又はギャラリー B については」を、「3,000 円を」の次に「、展示室については休館日 1 日につき 2,800 円を」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 展示室の使用に関する申請、許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の公民館条例の規定の例により行うことができる。

公民館条例の一部改正について

- 1 池田市中央公民館の使用に供する施設として展示室を追加し、その使用料を定めるものであること。

(別表の改正関係)

- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、準備行為に係る規定を設け、当該規定は公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第83号 参 考

公民館条例の一部を改正する条例（案）対照表

改				正				前				改				正				後			
本則（略）												本則（略）											
別表（第13条関係）												別表（第13条関係）											
中央公民館使用料												中央公民館使用料											
施設名 （※1）	広さ	使用料（※2）に係る区分										施設名 （※1）	広さ	使用料（※2）に係る区分									
		時間帯使用（※3）			1日使用	連日使用（※4）			時間帯使用（※3）					1日使用	連日使用（※4）								
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時	6日間 （※5）	13日間 （※6）	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時			6日間 （※5）	13日間 （※6）								
ギャラリー ーA（※7）・ギ ャラリー B（※7）	(略)										ギャラリー ーA（※7）・ギ ャラリー B（※7）	(略)											
												展示室											
												87.589001,2009003,00016,80036,400											
会議室A												会議室A											

改 正 前		改 正 後	
(※8) ～和・茶 室	(略)	(※8) ～和・茶 室	(略)
備考		備考	
※1～※3 (略)		※1～※3 (略)	
※4 ギャラリーA及びギャラリーBにおける連日使用の申請は、当該申請日1日につき6日間又は13日間のいずれか1区分までとする。また、連日使用期間中に休館日が存する場合の当該連日使用に係る各施設の使用料は、休館日1日につき3,000円を控除した額とする。		※4 ギャラリーA、ギャラリーB又は展示室における連日使用の申請は、当該申請日1日につき6日間又は13日間のいずれか1区分までとする。また、連日使用期間中に休館日が存する場合の当該連日使用に係る使用料は、 <u>ギャラリーA又はギャラリーBについては休館日1日につき3,000円を、展示室については休館日1日につき2,800円を</u> 控除した額とする。	
※5～※8 (略)		※5～※8 (略)	

池田市教育センター条例の一部改正について

池田市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市教育委員会の権限に属する事務をより適正かつ効率的に遂行し得るための行政組織の再編として、池田市教育センターで行う事業の一部を移管するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市教育センター条例の一部を改正する条例（案）

池田市教育センター条例（平成 23 年池田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

池田市教育センター条例の一部改正について

- 1 池田市教育センターで行う事業のうち青少年健全育成に関する事業を移管するための規定の整備を行うものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第84号 参 考

池田市教育センター条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 （略） （事業） 第3条 池田市教育センター（以下「センター」という。）においては、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）～（5） （略） <u>（6） 青少年健全育成に関する事業</u> <u>（7）</u> （略） 第4条・第5条 （略）	第1条・第2条 （略） （事業） 第3条 池田市教育センター（以下「センター」という。）においては、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）～（5） （略） <u>（6）</u> （略） 第4条・第5条 （略）

議案第 85 号

大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更するため、次の規約案に基づき、関係市と協議する。

令和 4 年 12 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大阪府都市競艇企業団の名称を変更するための大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関し、関係市と協議を行うため、本議案を提出するものである。

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪府都市競艇企業団規約（昭和２７年８月１１日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第１条及び第２条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。

大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について

- 1 題名を改めるものであること。

(題名の変更関係)

- 2 名称を大阪府都市競艇企業団から大阪府都市ボートレース企業団に変更するものであること。

(第 1 条及び第 2 条の変更関係)

- 3 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(変更規約附則関係)

議案第 8 5 号 参 考

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<u>大阪府都市競艇企業団規約</u> （名称） 第 1 条 この企業団は、<u>大阪府都市競艇企業団</u>という。 （企業団の事務） 第 2 条 <u>大阪府都市競艇企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。 第 3 条～第 1 5 条 （略）	<u>大阪府都市ボートレース企業団規約</u> （名称） 第 1 条 この企業団は、<u>大阪府都市ボートレース企業団</u>という。 （企業団の事務） 第 2 条 <u>大阪府都市ボートレース企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。 第 3 条～第 1 5 条 （略）

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 [住所（略）]
 X [氏名（略）]
- 2 損害賠償の額 金 2, 415, 160 円

令和 4 年 12 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 4 年 7 月 1 日にごみの収集作業中に発生した塵芥車^{じんかい}による集合住宅の引込電柱への損害に係る損害賠償の額を定め和解したいので、本議案を提出するものである。

経過について

- 1 令和 4 年 7 月 1 日、X の所有するエスポワール H（池田市桃園 1 丁目 3 番 24 号）のごみ集積場前に向けてごみ収集作業中に塵芥車^{じんかい}を後進させていたところ、当該塵芥車の右後部がエスポワール H の一部である X の所有する引込電柱（以下「本件対象物件」という。）に衝突し、本件対象物件を損傷させ、傾斜させる事故（以下「本件事故」という。）を起こした。
- 2 令和 4 年 8 月 1 日、本件対象物件を管理する大和リビング株式会社から、本件事故の対応については大和ハウス賃貸リフォーム株式会社大阪北営業所が行う旨の連絡があり、同日、公益社団法人全国市有物件災害共済会へ本件事故に係る示談交渉を委任した。
- 3 令和 4 年 10 月 26 日、公益社団法人全国市有物件災害共済会から、本件対象物件の復旧工事に要する費用として金 2,415,160 円を本件事故に係る損害賠償とする物件損害の免責に関する示談書（案）が提案された。
- 4 示談書（物件損害）（案）は、参考（2）のとおりである。ただし、表現については若干修正されることがある。

示 談 書 (物件損害) (案)

事故発生日時	令和 4 年 7 月 1 日 (午前) 午後 9 時 55 分頃		
事故発生場所	大阪府池田市桃園1丁目3-24		
事故発生状況	上記日時場所において 出会頭の衝突・追突・正面衝突 (その他) により事故が発生した。		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	池田市	(略)	大阪800せ2555
当事者乙	X		引込柱

事故当事者		甲	乙
損 害 額		①金 160,270 円	②金 2,415,160 円
事故の責任割合		③ 100 %	④ 0 %
示 談 内 容	甲・乙 責 任 額	⑤甲は乙の損害の内 (②×③) 金 2,415,160円 を負担する。	⑥乙は甲の損害の内 (①×④) 金 0円 を負担する。
	決 済 方 法	① 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、金 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4. その他()	
支 払 方 法	受取人の指定		受取人
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 2,415,160 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 TEL (略)	銀行 (略) 支店 信金 支所 農協
		氏名	フリガナ 口座名義 (略)
			普 当 貯 (略) 通 座 蓄
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 TEL	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏名	フリガナ 口座名義
			普 当 貯 通 座 蓄
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 TEL	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏名	フリガナ 口座名義
			普 当 貯 通 座 蓄

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 年 月 日

当事者 甲 住所 池田市城南1丁目1番1号
氏名 池田市 (印)
運転者 住所 (略)
氏名 (略) (印)
当事者 乙 住所 (略)
氏名 X (印)
運転者 住所
氏名 (印)

池田市立五月山児童文化センター指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立五月山児童文化センター
- 2 指 定 管 理 者 池田市城南 2 丁目 7 番 1 号
特定非営利活動法人 関西コミュニティ協会
- 3 指 定 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 12 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立五月山児童文化センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

(1) 候補者 特定非営利活動法人 関西コミュニティ協会

(2) 代表者 理事長 森田 茂稔

(3) 設立 平成 22 年 6 月 10 日

(4) 機 構

理 事 長 1 名 副理事長 1 名

専務理事 1 名 理 事 12 名

監 事 1 名

(5) 管理実績

平成 20 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、同団体（平成 22 年に池田こども文化活動協会から特定非営利活動法人関西 K I D S コミュニティ協会に、平成 31 年に現在の名称に変更。）を池田市立五月山児童文化センターの指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 9 月 16 日

申請受付期間 令和 4 年 8 月 15 日～令和 4 年 9 月 16 日

選定委員会 令和 4 年 10 月 3 日

(2) 応募団体数 1 団体

(3) 評価結果（池田市五月山児童文化センター指定管理者選定・評価委員会）

平均点 94.9 点（各委員持点 120 点）

議案第 88 号

令和 4 年度

池 田 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 4 号)

令和４年度池田市病院事業会計補正予算（第４号）

（総 則）

第１条 令和４年度池田市病院事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和４年度池田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（２）年間入院患者延数「１１９，５７４人」を「１００，９７３人」に、１日平均入院患者数「３２８人」を「２７７人」に、それぞれ改める。

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業収益	1 3, 5 4 9, 9 8 9	1, 4 2 1, 2 8 9	1 4, 9 7 1, 2 7 8
第1項 医 業 収 益	1 3, 2 6 3, 9 7 8	△ 4 8 2, 8 7 8	1 2, 7 8 1, 1 0 0
第2項 医 業 外 収 益	2 8 6, 0 1 1	1, 9 0 4, 1 6 7	2, 1 9 0, 1 7 8

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業費用	1 3, 8 1 9, 3 7 8	3 5 9, 7 2 7	1 4, 1 7 9, 1 0 5
第1項 医 業 費 用	1 3, 6 1 1, 1 2 2	3 6 6, 0 0 0	1 3, 9 7 7, 1 2 2
第2項 医 業 外 費 用	2 0 8, 2 5 6	△ 6, 2 7 3	2 0 1, 9 8 3

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,354,889	△ 69,000	1,285,889
第1項 企業債	556,000	△ 69,000	487,000

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	1,887,747	△ 69,000	1,818,747
第1項 建設改良費	579,105	△ 69,000	510,105

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療費後払いシステム導入事業	令和5年度	8,000 千円
空調設備改修事業	令和5年度	69,000 千円

(企業債)

第6条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

補 正 前								
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
附帯設備整備事業	千円 336,000	普通貸借又は証券発行	7% 以内	政府又は銀行等	15年以内	3年以内	元利均等又は元金均等で年賦又は半年賦	財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後								
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
附帯設備整備事業	千円 2 6 7, 0 0 0	普通貸借又は証券発行	7 % 以内	政府又は銀行等	1 5 年以内	3 年以内	元利均等又は元金均等で年賦又は半年賦	財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

(たな卸資産購入限度額)

第 7 条 予算第 8 条に定めたたな卸資産の購入限度額を、次のとおり補正する。

「4, 0 6 0, 3 8 1 千円」を「4, 4 2 6, 3 8 1 千円」に改める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和4年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
病 院 事 業 収 益			13,549,989	1,421,289	14,971,278
	医 業 収 益		13,263,978	△ 482,878	12,781,100
		入 院 収 益	8,370,180	△ 696,232	7,673,948
		外 来 収 益	4,480,434	213,354	4,693,788
	医 業 外 収 益		286,011	1,904,167	2,190,178
		補 助 金	30,986	1,904,167	1,935,153

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
病 院 事 業 費 用			13,819,378	359,727	14,179,105
	医 業 費 用		13,611,122	366,000	13,977,122
		材 料 費	4,060,381	366,000	4,426,381
	医 業 外 費 用		208,256	△ 6,273	201,983
		雑 支 出	50,618	△ 6,273	44,345

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 収 入			1,354,889	△ 69,000	1,285,889
	企 業 債		556,000	△ 69,000	487,000
		建設改良費等の財源に 充てるための企業債	556,000	△ 69,000	487,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 支 出			1,887,747	△ 69,000	1,818,747
	建 設 改 良 費		579,105	△ 69,000	510,105
		工 事 請 負 費	311,630	△ 69,000	242,630

令和4年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	792,173
減価償却費	707,007
退職給付引当金の増減額（△は減少）	3,247
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 23
貸倒引当金の増減額（△は減少）	545
長期前受金戻入	△ 38,316
受取利息	△ 17
支払利息	127,638
固定資産除却費	21,000
未収金の増減額（△は増加）	914,897
未払金の増減額（△は減少）	<u>321,938</u>
小計	2,850,089
利息の受取額	17
利息の支払額	<u>△ 127,638</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,722,468

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	443,453
寄附金等による収入		<u>2,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	441,453

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		487,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	1,308,642
リース債務の返済による支出	△	22,307
他会計からの出資による収入		<u>796,889</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	47,060

資金増加額（又は減少額）		2,233,955
資金期首残高		<u>2,436,093</u>
資金期末残高		<u><u>4,670,048</u></u>

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	その他
医療費後払いシステム導入事業	千円 8,000	—	千円 —	令和 5 年度	千円 8,000	千円 —	千円 8,000
空調設備改修事業	69,000	—	—	令和 5 年度	69,000	69,000	—

令和4年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土 地		6,145,361		
(イ) 建 物	18,781,602			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,376,089</u>	5,405,513		
(ロ) 構 築 物	507,441			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 503,641</u>	3,800		
(ハ) 器 械 及 び 備 品	5,184,290			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,041,227</u>	1,143,063		
(ニ) 車 両	1,689			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,605</u>	84		
(ホ) リ ー ス 資 産	206,000			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 69,973</u>	136,027		
(ヘ) 建 設 仮 勘 定		<u>10,250</u>		
有形固定資産合計			12,844,098	

(2) 無 形 固 定 資 産				
(7) 電 話 加 入 権		2,243		
(イ) その他無形固定資産		<u>18,936</u>		
無形固定資産合計			21,179	
(3) 投 資				
(7) 修学資金貸付金	7,200			
貸倒引当金	<u>△ 7,200</u>	<u>0</u>		
投資合計			<u>0</u>	
固定資産合計				12,865,277
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			4,670,048	
(2) 未 収 金		1,855,160		
貸倒引当金		<u>△ 15,258</u>	1,839,902	
(3) 貯 蔵 品			<u>38,552</u>	
流動資産合計				<u>6,548,502</u>
資産合計				<u><u>19,413,779</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

4,522,065

企業債合計

4,522,065

(2) リース債務

86,511

(3) 引当金

(7) 退職給付引当金

1,536,416

引当金合計

1,536,416

固定負債合計

6,144,992

4 流動負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,173,094

企業債合計

1,173,094

(2) リース債務

22,686

(3) 未払金

2,040,562

(4) 引当金

(7) 賞与引当金

313,767

(4) 法定福利費引当金

61,444

引当金合計

375,211

(5) 預り金

74,662

流動負債合計

3,686,215

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		408,748	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 163,005</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>245,743</u>
負 債 合 計			10,076,950
	資 本 の 部		
6 資 本 金			24,565,331
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
(ア) 受 贈 財 産 評 価 額	<u>11,380</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		11,380	
(2) 利 益 剰 余 金			
(ア) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>15,239,882</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 15,239,882</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△ 15,228,502</u>
資 本 合 計			<u>9,336,829</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>19,413,779</u></u>

議案第 88 号 説 明

令和 4 年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第 4 号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補 正 後 予 定 額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
病院事業収益		13,549,989	1,421,289	14,971,278			
医 業 収 益		13,263,978	△ 482,878	12,781,100			
	入 院 収 益	8,370,180	△ 696,232	7,673,948			
					入 院 収 益	△ 696,232	入院収益 △ 696,232 減額
	外 来 収 益	4,480,434	213,354	4,693,788			
					外 来 収 益	213,354	外来収益 213,354 追加
医 業 外 収 益		286,011	1,904,167	2,190,178			
	補 助 金	30,986	1,904,167	1,935,153			
					大 阪 府 補 助 金	1,904,167	大阪府新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金 1,904,167 追加

収 益 的 支 出

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補正後予定額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
病院事業費用		13,819,378	359,727	14,179,105			
医 業 費 用		13,611,122	366,000	13,977,122			
	材 料 費	4,060,381	366,000	4,426,381			
					薬 品 費	366,000	注射薬 366,000 追加
医 業 外 費 用		208,256	△ 6,273	201,983			
	雑 支 出	50,618	△ 6,273	44,345			
					雑 支 出	△ 6,273	その他雑支出 △ 6,273 減額

資 本 的 収 入

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補正後予定額	節	金 額	説 明
資 本 的 収 入		千円 1,354,889	千円 △ 69,000	千円 1,285,889		千円	千円
企 業 債		556,000	△ 69,000	487,000			
	建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	556,000	△ 69,000	487,000			
					建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	△ 69,000	附帯設備整備事業 △ 69,000 減額

資 本 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
資 本 の 支 出		1,887,747	△ 69,000	1,818,747			
建 設 改 良 費		579,105	△ 69,000	510,105			
	工 事 請 負 費	311,630	△ 69,000	242,630			
					工 事 請 負 費	△ 69,000	空調設備改修工事 △ 69,000 減額

議案第 89 号

令和 4 年 度

池田市公共下水道事業会計補正予算

(第 3 号)

令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度池田市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度池田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業収益		2, 8 5 6, 7 0 7	5, 6 3 3	2, 8 6 2, 3 4 0
	1 営 業 収 益	1, 6 6 6, 4 9 3	4, 3 2 2	1, 6 7 0, 8 1 5
	2 営 業 外 収 益	1, 1 9 0, 2 1 4	1, 3 1 1	1, 1 9 1, 5 2 5

支 出

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業費用		2, 8 3 6, 1 4 8	1 8, 7 8 8	2, 8 5 4, 9 3 6
	1 営 業 費 用	2, 6 6 4, 1 8 4	1 8, 7 8 8	2, 6 8 2, 9 7 2

令和 4 年 1 2 月 2 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業収益			2, 8 5 6, 7 0 7	5, 6 3 3	2, 8 6 2, 3 4 0
	1 営 業 収 益		1, 6 6 6, 4 9 3	4, 3 2 2	1, 6 7 0, 8 1 5
		2 他 会 計 負 担 金	6 9 9, 0 5 4	4, 3 2 2	7 0 3, 3 7 6
	2 営 業 外 収 益		1, 1 9 0, 2 1 4	1, 3 1 1	1, 1 9 1, 5 2 5
		5 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	6 6, 2 2 7	1, 3 1 1	6 7, 5 3 8

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業費用			2, 8 3 6, 1 4 8	1 8, 7 8 8	2, 8 5 4, 9 3 6
	1 営 業 費 用		2, 6 6 4, 1 8 4	1 8, 7 8 8	2, 6 8 2, 9 7 2
		3 流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	1 0 3, 8 1 9	1 8, 7 8 8	1 2 2, 6 0 7

令和４年度池田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位 千円)

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	△ 9 3, 5 3 4
減価償却費	1, 4 9 8, 8 4 4
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 4 9
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1 3, 8 8 1
賞与等引当金の増減額（△は減少）	1, 9 5 3
長期前受金戻入	△ 8 9 1, 7 1 6
受取利息	△ 1 9
支払利息	1 3 8, 4 6 4
固定資産除売却費	2 4, 0 8 5
未収金の増減額（△は増加）	4 8, 5 4 1
未払金の増減額（△は減少）	△ 1, 3 8 1, 5 7 2
小 計	△ 6 4 1, 1 2 2
利息の受取額	1 9
利息の支払額	△ 1 3 8, 4 6 4
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7 7 9, 5 6 7

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2, 1 4 3, 8 5 1
無形固定資産の取得による支出	△ 1 6, 3 0 6
国庫補助金による収入	8 9 6, 6 7 3
工事負担金による収入	5 8
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入	9 1 2
新規貸付による支出	△ 1, 0 0 0
貸付金の回収による収入	<u>2 1</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1, 2 6 3, 4 9 3

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1, 2 6 8, 6 0 0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 6 9 2, 5 9 3
他会計からの出資による収入	<u>1 5, 7 7 7</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	5 9 1, 7 8 4

資金増加額（又は減少額）	△ 1, 4 5 1, 2 7 6
資金期首残高	<u>3, 3 9 4, 7 7 0</u>
資金期末残高	<u><u>1, 9 4 3, 4 9 4</u></u>

令和4年度池田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 1 4 9, 2 9 2
ロ 建 物	1, 7 6 9, 3 5 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1, 2 3 8, 1 8 1</u>	5 3 1, 1 7 0
ハ 構 築 物	3 4, 8 8 9, 6 8 3	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 3, 4 0 3, 6 6 0</u>	2 1, 4 8 6, 0 2 3
ニ 機 械 及 び 装 置	1 2, 7 5 3, 9 2 5	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 8, 2 9 3, 8 1 7</u>	4, 4 6 0, 1 0 8
ホ 車 両 運 搬 具	5, 5 5 2	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5, 2 7 4</u>	2 7 8
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	9 9, 5 0 5	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7 4, 8 5 4</u>	2 4, 6 5 1
ト 建 設 仮 勘 定		<u>2, 9 5 0, 9 9 1</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		3 1, 6 0 2, 5 1 3

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権	<u>1, 3 5 9, 7 6 8</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		1, 3 5 9, 7 6 8	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 貸 付 金	<u>9 7 9</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>9 7 9</u>	
固 定 資 産 合 計			3 2, 9 6 3, 2 6 0
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1, 9 4 3, 4 9 4	
(2) 未 収 金	2 8 3, 4 1 9		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 4, 2 0 1</u>	<u>2 7 9, 2 1 8</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2, 2 2 2, 7 1 2</u>
資 産 合 計			<u><u>3 5, 1 8 5, 9 7 2</u></u>

負 債 の 部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	債				
イ	建	設	改	良	費	等	の
	充	て	る	た	め	の	企
	業	債					債
	企	業	債	合	計		
						10,742,992	
(2)	引	当	金				
イ	退	職	給	付	引	当	金
	引	当	金	合	計		
						143,552	
	固	定	負	債	合	計	
							10,886,544
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	債				
イ	建	設	改	良	費	等	の
	充	て	る	た	め	の	企
	業	債					債
	企	業	債	合	計		
						727,479	
(2)	預	り	金				
							53
(3)	未	払	金				
							128,546
(4)	引	当	金				
イ	賞	与	等	引	当	金	
	引	当	金	合	計		
						22,683	
	流	動	負	債	合	計	
							878,761

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	31,840,297		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 15,681,028</u>		
繰 延 収 益 合 計			<u>16,159,269</u>
負 債 合 計			27,924,574
資 本 の 部			
6 資 本 金			5,503,403
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,444,556		
ロ 国 庫 補 助 金	267,698		
ハ 府 補 助 金	369		
ニ その他 資 本 剰 余 金	<u>138,191</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		1,850,814	
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>92,819</u>		
欠 損 金 合 計		<u>92,819</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,757,995</u>
資 本 合 計			<u>7,261,398</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>35,185,972</u></u>

令和４年度財務諸表に係る注記

１ セグメント情報

(１) 報告セグメントごとの営業収益等

(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位 千円)

項目	公共下水道事業		合計
	汚水処理	雨水処理	
営業収益	879,536	703,376	1,582,912
営業費用	1,516,442	1,083,028	2,599,470
営業損益	△ 636,906	△ 379,652	△ 1,016,558
経常損益	△ 73,034	0	△ 73,034
セグメント資産	12,209,698	22,976,274	35,185,972
セグメント負債	11,171,361	16,753,213	27,924,574
その他の項目			
他会計負担金	0	703,376	703,376
他会計補助金	192,412	833	193,245
減価償却費	713,596	785,248	1,498,844
長期前受金戻入	423,782	467,934	891,716
特別損失	500	0	500
固定資産増加分	402,230	1,757,927	2,160,157

議案第 89 号 説 明

令和 4 年 度

池田市公共下水道事業会計補正予算説明

(第 3 号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業収益		千円 2,856,707	千円 5,633	千円 2,862,340		千円	千円
(1) 営 業 収 益		1,666,493	4,322	1,670,815			
	2 他 会 計 負 担 金	699,054	4,322	703,376			
					雨水処理負担金	4,322	雨水処理経費に係る 一般会計繰入金 4,322 追加
(2) 営 業 外 収 益		1,190,214	1,311	1,191,525			
	5 消費税及び地方 消費 税 還 付 金	66,227	1,311	67,538			
					消費税及び地方 消費 税 還 付 金	1,311	1,311 追加

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業費用		千円 2,836,148	千円 18,788	千円 2,854,936		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,664,184	18,788	2,682,972			
	3 流域下水道 維持管理負担金	103,819	18,788	122,607			
					負 担 金	18,788	猪名川流域下水道事業負担金 18,788 追加

議案第90号

令和4年度池田市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度池田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,664,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月2日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		3,185,046	34,750	3,219,796
	2 府補助金	392,171	34,750	426,921
19 繰入金		2,640,526	△30,000	2,610,526
	1 繰入金	2,640,526	△30,000	2,610,526
歳入合計		43,659,682	4,750	43,664,432

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		19,502,523	4,800	19,507,323
	2 児童福祉費	8,223,857	4,800	8,228,657
4 衛生費		6,548,456	1,841	6,550,297
	1 保健衛生費	5,161,153	1,841	5,162,994
8 土木費		3,196,016	4,322	3,200,338
	4 都市計画費	1,955,329	4,322	1,959,651
13 予備費		177,119	△6,213	170,906
	1 予備費	177,119	△6,213	170,906
歳出合計		43,659,682	4,750	43,664,432

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
給 付 業 務 等 支 援 事 業	令和5年度	13,000千円
省エネ家電購入補助事業	令和5年度	80,000千円

議案第 9 0 号 説 明

令和 4 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 0 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 府 支 出 金	3, 185, 046	34, 750	3, 219, 796
19 繰 入 金	2, 640, 526	△30, 000	2, 610, 526
歳 入 合 計	43, 659, 682	4, 750	43, 664, 432

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	19, 502, 523	4, 800	19, 507, 323	3, 400			1, 400
4 衛 生 費	6, 548, 456	1, 841	6, 550, 297	31, 350			△29, 509
8 土 木 費	3, 196, 016	4, 322	3, 200, 338				4, 322
13 予 備 費	177, 119	△6, 213	170, 906				△6, 213
歳 出 合 計	43, 659, 682	4, 750	43, 664, 432	34, 750			△30, 000

入

歳

2 歳 入

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民 生 費 府 補 助 金	334,324	3,400	337,724	17 安 心 こ ど も 基 金 特 別 対 策 事 業 費 補 助	3,400	安心こども基金特別対策事業費補助 3,400 追加
3 衛 生 費 府 補 助 金	19,416	31,350	50,766	5 イ ン フ ル エ ン ザ ワ ク チ ン 定 期 接 種 緊 急 促 進 事 業 費 補 助	31,350	インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業費 補助 31,350 追加
計	392,171	34,750	426,921			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2,628,985	△30,000	2,598,985	1 財政調整基金繰入金	△30,000	財政調整基金繰入金 △30,000 減額
計	2,640,526	△30,000	2,610,526			

出

歳

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 2 児 童 福 祉 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5,166,580	4,800	5,171,380	3,400			1,400	12 委 託 料	4,800	電算委託料 4,800 追加
計	8,223,857	4,800	8,228,657	3,400			1,400			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	967, 274	1, 841	969, 115				1, 841	18 負担金補助 及び交付金	1, 841	負担金 1, 841 追加 豊能広域こども急病セン ター
2 予 防 費	2, 992, 301	0	2, 992, 301	31, 350			△31, 350			財源更正
計	5, 161, 153	1, 841	5, 162, 994	31, 350			△29, 509			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
4 下水道費	795,248	4,322	799,570				4,322	27 繰 出 金	4,322	公共下水道企業会計繰出金 4,322 追加
計	1,955,329	4,322	1,959,651				4,322			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	177, 119	△6, 213	170, 906				△6, 213		予備費 △6, 213 減額	
計	177, 119	△6, 213	170, 906				△6, 213			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,945,000	—	16,945,000
	1 市 民 税	8,415,000	—	8,415,000
	2 固 定 資 産 税	6,419,000	—	6,419,000
	3 軽 自 動 車 税	124,000	—	124,000
	4 市 た ば こ 税	530,000	—	530,000
	5 入 湯 税	2,000	—	2,000
	6 都 市 計 画 税	1,455,000	—	1,455,000
2 地 方 譲 与 税		198,000	—	198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	—	115,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000	—	36,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,000	—	11,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000	—	16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000	—	16,000
4 配 当 割 交 付 金		90,000	—	90,000
	1 配 当 割 交 付 金	90,000	—	90,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	—	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	—	100,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,100,000	—	2,100,000
	1 地方消費税交付金	2,100,000	—	2,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		50,000	—	50,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000	—	50,000
9 環境性能割交付金		27,000	—	27,000
	1 環境性能割交付金	27,000	—	27,000
10 地方特例交付金		113,000	—	113,000
	1 地方特例交付金	109,000	—	109,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000	—	4,000
11 地方交付税		3,200,000	—	3,200,000
	1 地方交付税	3,200,000	—	3,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		297,171	—	297,171
	1 負担金	297,171	—	297,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		896, 201	—	896, 201
	1 使 用 料	628, 555	—	628, 555
	2 手 数 料	266, 519	—	266, 519
	3 証 紙 収 入	1, 127	—	1, 127
15 国 庫 支 出 金		10, 346, 075	—	10, 346, 075
	1 国 庫 負 担 金	6, 263, 483	—	6, 263, 483
	2 国 庫 補 助 金	2, 963, 437	—	2, 963, 437
	3 国 庫 委 託 金	71, 614	—	71, 614
	4 国 庫 交 付 金	1, 047, 541	—	1, 047, 541
16 府 支 出 金		3, 185, 046	34, 750	3, 219, 796
	1 府 負 担 金	2, 463, 078	—	2, 463, 078
	2 府 補 助 金	392, 171	34, 750	426, 921
	3 府 委 託 金	27, 563	—	27, 563
	4 府 交 付 金	302, 234	—	302, 234
17 財 産 収 入		18, 811	—	18, 811
	1 財 産 運 用 収 入	8, 161	—	8, 161
	2 財 産 売 払 収 入	10, 650	—	10, 650
18 寄 附 金		207, 500	—	207, 500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	207, 500	—	207, 500
19 繰 入 金		2, 640, 526	△30, 000	2, 610, 526
	1 繰 入 金	2, 640, 526	△30, 000	2, 610, 526
20 諸 収 入		661, 240	—	661, 240
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	200, 000	—	200, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	298, 085	—	298, 085
21 市 債		2, 045, 300	—	2, 045, 300
	1 市 債	2, 045, 300	—	2, 045, 300
22 繰 越 金		210, 812	—	210, 812
	1 繰 越 金	210, 812	—	210, 812
歳 入 合 計		43, 659, 682	4, 750	43, 664, 432

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		359,235	—	359,235
	1 議 会 費	359,235	—	359,235
2 総 務 費		4,050,501	—	4,050,501
	1 総 務 管 理 費	3,105,648	—	3,105,648
	2 徴 税 費	506,129	—	506,129
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271,233	—	271,233
	4 選 挙 費	110,891	—	110,891
	5 統 計 調 査 費	18,196	—	18,196
	6 監 査 委 員 費	38,404	—	38,404
3 民 生 費		19,502,523	4,800	19,507,323
	1 社 会 福 祉 費	9,408,550	—	9,408,550
	2 児 童 福 祉 費	8,223,857	4,800	8,228,657
	3 生 活 保 護 費	1,869,736	—	1,869,736
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		6,548,456	1,841	6,550,297
	1 保 健 衛 生 費	5,161,153	1,841	5,162,994
	2 清 掃 費	1,387,303	—	1,387,303
5 労 働 費		45,257	—	45,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	45, 257	—	45, 257
6 農 林 水 産 業 費		52, 356	—	52, 356
	1 農 林 費	52, 356	—	52, 356
7 商 工 費		254, 121	—	254, 121
	1 商 工 費	254, 121	—	254, 121
8 土 木 費		3, 196, 016	4, 322	3, 200, 338
	1 土 木 管 理 費	545, 595	—	545, 595
	2 道 路 橋 り よ う 費	484, 474	—	484, 474
	3 河 川 費	54, 698	—	54, 698
	4 都 市 計 画 費	1, 955, 329	4, 322	1, 959, 651
	5 住 宅 費	155, 552	—	155, 552
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1, 305, 808	—	1, 305, 808
	1 消 防 費	1, 305, 808	—	1, 305, 808
10 教 育 費		4, 633, 379	—	4, 633, 379
	1 教 育 総 務 費	1, 460, 754	—	1, 460, 754
	2 小 学 校 費	734, 856	—	734, 856
	3 中 学 校 費	769, 715	—	769, 715

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	231,354	—	231,354
	5 給 食 セ ン タ ー 費	776,743	—	776,743
	6 社 会 教 育 費	659,957	—	659,957
11 公 債 費		3,506,539	—	3,506,539
	1 公 債 費	3,506,539	—	3,506,539
12 諸 支 出 金		28,372	—	28,372
	1 防 災 費	28,372	—	28,372
13 予 備 費		177,119	△6,213	170,906
	1 予 備 費	177,119	△6,213	170,906
歳 出 合 計		43,659,682	4,750	43,664,432

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,235,435	—	22,235,435
人件費	8,448,672	—	8,448,672
扶助費	10,280,224	—	10,280,224
公債費	3,506,539	—	3,506,539
投資的経費	1,412,042	—	1,412,042
その他の	20,012,205	4,750	20,016,955
物件費	9,303,039	4,800	9,307,839
その他	10,709,166	△ 50	10,709,116
合 計	43,659,682	4,750	43,664,432

一般会計

令和４年度		補正第１０号		歳出款別節別内訳表										(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1 報酬		145,685	152,610	523,452	88,326	1,006	7,726	13,724	16,869	24,923	744,817		123		1,719,261
2 給料		34,815	616,024	496,317	359,708	4,112	13,911	6,156	204,105	417,293	517,924				2,670,365
3 職員手当等		88,407	697,159	447,582	298,471	3,166	11,423	7,070	170,424	443,690	540,464		4,953		2,712,809
4 共済費		60,488	264,316	282,860	150,477	1,680	5,706	5,129	83,108	162,279	329,764				1,345,807
5 災害補償費			300							100	30				430
6 恩給及び退職年金															
7 報償費		158	92,196	19,827	251,670	30	732	1,600	20	3,292	56,943		294		426,762
8 旅費		4,247	17,536	15,974	4,353	19	281	1,412	2,563	2,864	42,672				91,921
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085
10 需用費		4,129	233,142	87,943	415,049	157	6,627	3,756	99,479	90,752	347,497		5,824		1,294,355
11 役務費		1,138	104,896	46,379	36,113	345	225	380	993	4,317	32,470		6,418		233,674
12 委託料		5,031	929,796	734,023	3,215,145		965	21,294	1,002,887	4,445	891,103		8,854		6,813,543
13 使用料及び賃借料		1,188	428,039	75,162	30,198	18	757	2,616	154,399	3,148	250,130		14		945,669
14 工事請負費			34,000						535,300	11,000	486,000				1,066,300
15 原材料費				203	136				737	34	4,072				5,182
16 公有財産購入費				2,348											2,348
17 備品購入費		45	33,553	19,776	31,169	180	330		16	59,308	45,059		347		189,783
18 負担金補助及び交付金		12,904	167,777	3,183,877	63,986	34,544	3,673	52,981	115,792	60,657	267,220		1,481		3,964,892
19 扶助費			185	10,191,889	17,053						71,097				10,280,224
20 貸付金				2,724				138,000							140,724
21 補償補填及び賠償金			100	200	100				3,030		5,550				8,980
22 償還金利子及び割引料			51,109	265,677	230,445						50	3,506,539			4,053,820
23 投資及び出資金															
24 積立金			226,154	3,536	30,000			3	11,046				64		270,803
25 寄附金															
26 公課費			9	29	737					1,002	32				1,809
27 繰出金				3,107,545	1,327,161				799,570	16,704					5,250,980
予備費														170,906	170,906
()%		(0.8)	(9.3)	(44.7)	(15.0)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(7.3)	(3.0)	(10.6)	(8.0)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
計		359,235	4,050,501	19,507,323	6,550,297	45,257	52,356	254,121	3,200,338	1,305,808	4,633,379	3,506,539	28,372	170,906	43,664,432

一般会計

令和４年度		補正第１０号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
１ 報酬		1,719,261			1,719,261				1,719,261	
２ 給料		2,670,365			2,670,365				2,670,365	
３ 職員手当等		2,712,809			2,712,809				2,712,809	
４ 共済費		1,345,807			1,345,807				1,345,807	
５ 災害補償費		430			430				430	
６ 恩給及び退職年金										
７ 報償費								426,762	426,762	
８ 旅費							91,921		91,921	
９ 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						100,000	1,194,355		1,294,355	
11 役務費							233,674		233,674	
12 委託料						103,599	6,709,944		6,813,543	
13 使用料及び賃借料						774	944,895		945,669	
14 工事請負費						1,066,300			1,066,300	
15 原材料費							5,182		5,182	
16 公有財産購入費						2,348			2,348	
17 備品購入費						65,000	124,783		189,783	
18 負担金補助及び交付金						60,221		3,904,671	3,964,892	
19 扶助費			10,280,224		10,280,224				10,280,224	
20 貸付金								140,724	140,724	
21 補償補填及び賠償金								8,980	8,980	
22 償還金利子及び割引料				3,506,539	3,506,539			547,281	4,053,820	
23 投資及び出資金										
24 積立金								270,803	270,803	
25 寄附金										
26 公課費								1,809	1,809	
27 繰出金						13,800		5,237,180	5,250,980	
予備費								170,906	170,906	
計 ()%		(19.4) 8,448,672	(23.6) 10,280,224	(8.0) 3,506,539	(51.0) 22,235,435	(3.2) 1,412,042	(21.3) 9,307,839	(24.5) 10,709,116	(100.0) 43,664,432	